

福山市災害備蓄方針

2023年（令和5年）3月
福 山 市

1 目的

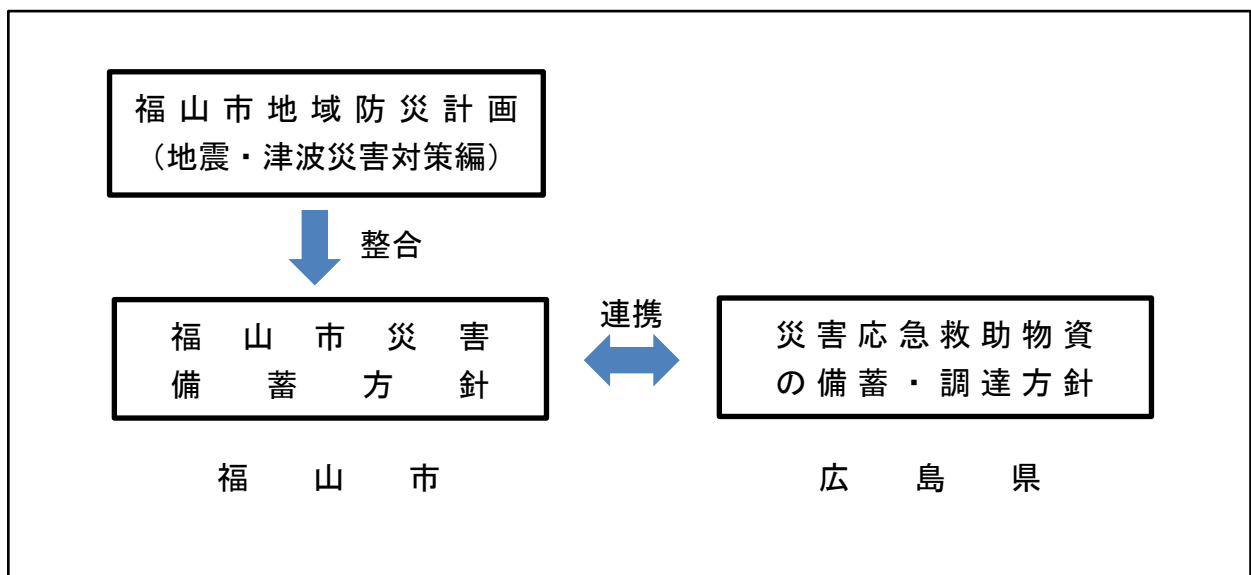
本方針は、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害から市民生活を確保するため、災害備蓄物資（食料、生活必需品等）の基本的な方向性や備蓄目標を定めることにより、計画的な備蓄を推進することを目的とする。

2 方針の位置づけ

本方針は、「福山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」第2章第9節「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」に基づく方針である。

また、広島県の「災害応急救助物資の備蓄・調達方針（2022年（令和4年）3月）」（以下、「県方針」という。）と連携することで効果的・効率的な備蓄を推進するものである。

■福山市災害備蓄方針の位置づけ



3 基本的な考え方

発災時に必要な物資は、各家庭、企業が備蓄し、避難所に避難する際に持参することを原則とする。

一方で、建物倒壊や焼失等により、備蓄した物資を避難所に持参できない市民が発生することが想定される。このため、市においても、家庭・企業による備蓄を前提として、発災直後、当面緊急に必要な物資の備蓄に努める。

4 役割分担

国が2022年（令和4年）6月に改定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」によると、国が行う支援は、発災後4日目から7日目までに必要となる量を、遅くとも3日目までに被災地に届くように調整するものとされており、国等からの支援が本格化するのは、発災後4日目以降となることが想定される。

このため、県方針では、発災後の3日間の物資については、県、市町、家庭・企業のそれぞれが備蓄等を行った物資を活用し、連携・協力して対処する必要があるとしている。本市においても、この考え方を基本に家庭・企業・市で役割分担を行い、効果的な備蓄に努める。

(1) 家庭

発災初期は、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、国・県・市からの支援もすぐには届かないことが想定される。各家庭においては、発災直後に当面必要となる物資の3日分程度（可能な限り1週間程度）の備蓄に努める。

(2) 企業

発災直後には道路や公共交通機関の被災により従業員が帰宅困難となるおそれがあり、一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、各企業は従業員が自宅に戻ることが可能となるまでに必要な物資の備蓄に努める。

(3) 市

市は、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、5に定める市の備蓄目標に従って備蓄に努める。

◆ 役割分担

	発災から3日間			発災から4日目以降
	1日目	2日目	3日目	
備蓄物資				
県		⇔		
市町	⇔			
家庭・企業	⇔		⇔	
調達物資				
国				⇔
自治体			⇔	⇔
協定企業			⇔	⇔
NPO・民間等				⇔

※ 県方針より抜粋

5 市の備蓄目標

(1) 備蓄品目

次の物資を備蓄する。なお、エ及びオについては、目標数は定めず、被災状況に応じて、災害時応援協定等を活用し、効率的・効果的に物資を確保する。

ア 食料

年代別に必要とされる品目を、購入費用等を考慮の上、備蓄するものとし、調理不要又は簡単な調理で食べられる食料を基本とする。

なお、備蓄に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者だけでなく、食の禁忌・忌避にも配慮した食料の備蓄に努める。

イ 生活必需品

調達・応援物資の到着前に緊急に需要が発生する人間の生命に関わるもの及び人間の尊厳に関わる不可欠な物資の備蓄に努める。毛布、紙おむつ、生理用品を基本とする。

ウ トイレ

災害時には、水道施設の破損等によって、トイレの使用が困難となることが見込まれるため、簡易トイレの備蓄に努める。

エ 飲料水

水道施設の破損による飲料水不足や、給水車等による運搬が行えない場合を想定し、飲料水の備蓄に努める。

オ 避難所用資機材

避難所における生活環境を整えるため、間仕切り、ベッド等の備蓄に努める。また、必要に応じて、感染症蔓延防止対策のために必要となる物資の備蓄に努める。

(2) 想定する災害

避難所生活者が最大と想定される「南海トラフ巨大地震」を想定災害とする。

ア 地震動の規模等

項目	内容
発生時期	冬の深夜，風速 11m/s
規模	マグニチュード 9.1
最高津波水位	3.3m（津波の高さ 1.2m）

イ 被害想定

想定項目		被害量	
地震動	震度別面積割合	6強	2.4 %
		6弱	32.8 %
		5強	63.6 %
		5弱	1.1 %
土砂災害	危険度ランク A の箇所数	224 箇所	
津波	浸水深面積	1cm～30cm 未満	3,355 ha
		30cm～1.0m 未満	3,037 ha
		1.0m～2.0m 未満	2,326 ha
		2.0m～5.0m 未満	1,438 ha
		5.0m 以上	2 ha
建物被害	全壊	16,528 棟	
	半壊	52,004 棟	
人的被害	死者	6,221 人	
	負傷者	6,529 人	
	重傷者（負傷者の内数）	1,007 人	
ライフライン被害	上水道（断水人口）	[給水人口 450,358 人]	421,248 人
	下水道（支障人口）	[処理人口 322,738 人]	159,750 人
	電力（停電軒数）	[電灯軒数 174,898 軒]	17,118 軒
	通信（不通回線）	[通信回線 155,548 回線]	19,309 回線
道路被害	直轄国道を含む	281 箇所	
鉄道被害	新幹線・在来線	117 箇所	
生活への影響	避難者数(当日・1日後)	避難所避難者	90,726 人
	帰宅困難者		38,784 人

※ 被害想定の数値は、「広島県地震被害想定調査報告書（2013年（平成25年）10月）」（以下、「県報告書」という。）による。ただし、津波のみ「広島県津波浸水想定（2013年（平成25年）3月）」による。

※ 帰宅困難者は、昼12時の時間帯を想定。

(3) 備蓄対象者

避難所生活者数から食料備蓄者を除いた数(約5万人)を食料備蓄対象者数とする。

(単位：人)

避難所生活者 ^{※1}					食料備蓄 対象者数 (A - C)	生活必需品 備蓄対象者数 (B)
(A)	家屋被害者 ^{※2} (B)	その他避難者				
			食料備蓄者 ^{※3} (C)	食料非備蓄者		
90,726	16,528	74,198	40,512	33,686	50,214	16,528

※1 県報告書における避難所避難者数を採用する。

※2 県報告書における全壊の建物被害棟数を算定に用いる数値とし、1棟当たり1名の被害者とする。

※3 その他避難者から54.6%^{※3-1}を乗じた数値とする。

※3-1 広島県が2020年度(令和2年度)に実施した「防災・減災に関する県民意識調査」において、「3日分以上の食料・飲料水を備蓄している」と回答した人の割合。

(4) 備蓄目標数

県方針において、市町は、発災直後の1日分（2食分程度）の食料及び生活必需品を備蓄することを求められている。

本市は県方針に基づき、発災直後の1日分の備蓄に努め、目標数は以下のとおりとする。

	品目		対象年齢	目標数	算定根拠
1	乳幼児用ミルク		0歳	401,108ml	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比 (0.77%)×1037.4ml/日 ^{※1}
2	離乳食		1歳	793食	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比 (0.79%)×2食
3	アルファ化米		2～3歳	1,637食	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比 (1.63%)×2食
4	クラッカー等		4～64歳	67,940食	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比 (67.65%)×2食
5	アルファ化米		65歳以上	29,285食	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比 (29.16%)×2食
6	毛布		-	8,264枚	家屋被害者×1枚/人×1/2 ^{※2}
7	乳幼児用おむつ		0～2歳	3,120枚	家屋被害者×年齢別人口構成比(2.36%)×8 枚/人 ^{※3}
8	成人用おむつ		-	661枚	家屋被害者×必要者割合(0.5%) ^{※4} ×8枚/ 人
9	生理用品		10～50歳 女性	7,395枚	家屋被害者×人口構成比(22.37%)×8枚/ 人×1/4 ^{※5}
10	簡 易 ト イ レ	本体	-	750個	基幹避難場所(75か所)×10 ^{※6}
		凝固剤	-	424,300個	避難所生活者×断水率(93.54%) ^{※7} ×5回/ 人 ^{※8}
		便収納袋	-	424,300個	避難所生活者×断水率(93.54%)×5回/人

※1 県方針を参考とし、1人1日1037.4mlとする。

※2 本市と広島県で1/2ずつ備蓄する。

※3 県方針を参考とし、1人1日8枚とする。

※4 県方針を参考とし、中央防災会議幹事会の「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（2022年（令和4年）6月）」における要介護の高齢者を想定した係数0.005を採用する。

※5 県方針を参考とし、4週に1回換算とする。

※6 本市が定める基幹避難場所75か所に対して、1か所10個とする。

※7 断水率は、県報告書における断水人口(421,248人)÷給水人口(450,358人)とする。

※8 県方針を参考とし、1日1人5回使用するものとする。

6 調達・管理

(1) 備蓄目標数の確保

市は、現物備蓄及び流通備蓄協定等による調達を組み合わせ、計画的に備蓄目標数の確保に努める。

(2) 多様な調達先の確保

市は、効率的・効果的に物資を調達するため、災害時応援協定や流通備蓄協定等の締結に努める。

(3) 備蓄の分散化

市は、道路寸断や交通渋滞の発生に対応し、物資を迅速に供給できるよう、備蓄場所の分散化に努める。

(4) 備蓄の在庫管理

食料については賞味期限を、生活必需品についてはメーカー推奨使用期限等を基準に計画的な更新を行い、適切な在庫管理に努める。

(5) 備蓄物資の有効活用

賞味期限や使用期限が到来する備蓄物資については、防災訓練・啓発事業等で利用することによって、物資を廃棄することがないように有効活用に努める。

7 方針の見直し

本方針は、福山市地域防災計画や県方針の見直し等、必要に応じて見直す。

資料編

◆ 2023年（令和5年）3月31日時点での備蓄状況

	品目		在庫数量	目標数
1	乳幼児用ミルク		401,400ml	401,108ml
2	離乳食		794食	793食
3	アルファ化米		29,328食	30,922食
4	クラッカー等		66,672食	67,940食
5	毛布		13,774枚	8,264枚
6	乳幼児用おむつ		4,905枚	3,120枚
7	成人用おむつ		3,691枚	661枚
8	生理用品		38,478枚	7,395枚
9	簡易トイレ	本体	196個	750個
		凝固剤	385,246個	424,300個
		便収納袋	385,246個	424,300個